

岐 阜 県 公 報

第 五 百 四 十 四 号
令 和 六 年 十 一 月 二 十 六 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐 阜 県 事 務 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(人 事 課) 四 七 一

告 示

保 安 林 に 指 定 す る 予 定 で あ る 旨 の 通 知
道 路 の 供 用 開 始

(森 林 保 全 課) 四 七 一
(道 路 維 持 課) 四 七 二

訓 令 甲

岐 阜 県 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
岐 阜 県 現 地 機 関 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

(人 事 課) 四 七 三
(同) 四 七 三

公 示

土 地 改 良 区 役 員 の 就 任

(西 濃 農 林 事 務 所) 四 七 三

雑 報

「 500kV 関 ヶ 原 北 近 江 線 新 設 」 に 係 る 環 境 影 響 評 価 方 法 書 の 公 告

(環 境 管 理 課) 四 七 四

規 則

岐 阜 県 事 務 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 六 年 十 一 月 二 十 六 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 六 十 六 号

岐 阜 県 事 務 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

第 一 条 岐 阜 県 事 務 委 任 規 則 (昭 和 四 十 三 年 岐 阜 県 規 則 第 百 二 十 五 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 三 保 健 所 長 の 部 三 十 の 項 中 「 大 麻 取 締 法 」 を 「 大 麻 草 の 栽 培 の 規 制 に 関 す る 法 律 」 に 改 め、同 項 第 一 号 中 「 大 麻 取 扱 者 等 」 を 「 大 麻 草 栽 培 者 等 」 に 改 め る。

第 二 条 岐 阜 県 事 務 委 任 規 則 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 三 保 健 所 長 の 部 三 十 の 項 第 一 号 中 「 第 二 十 一 条 第 一 項 」 を 「 第 二 十 二 条 の 三 第 一 項 」 に、「 大 麻 を 」 を 「 大 麻 等 を 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 中 第 一 条 の 規 定 は 令 和 六 年 十 二 月 十 二 日 か ら、第 二 条 の 規 定 は 令 和 七 年 三 月 一 日 か ら 施 行 す る。

告 示

岐 阜 県 告 示 第 四 百 六 十 八 号

森 林 法 (昭 和 二 十 六 年 法 律 第 二 百 四 十 九 号) 第 二 十 九 条 の 規 定 に よ り、次 の 森 林 を 保

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三業務水道課の表一の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第十八条」を「第十二条の三第一項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「取消し」を「取消し等」に改める。

第二条 岐阜県事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第三業務水道課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

附 則

この訓令中第一条の規定は令和六年十二月十二日から、第二条の規定は令和七年三月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十六の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「大麻取扱者等」を「大麻草栽培者等」に改める。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表十六の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第二条 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十六の項課長専決事項の欄第一号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に、「大麻の」を「大麻等の」に改める。

附 則

この訓令中第一条の規定は令和六年十二月十二日から、第二条の規定は令和七年三月一日から施行する。

公 示

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中 土地改良区	令和 六・九・一九	理事	後藤利春	海津市海津町福江 三八四番地

雑 報

「500kV 関ヶ原北近江線新設」に係る環境影響評価方法書の公告
 岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第七条の規定により環境影響評価方法書を作成したため、同条例第八条第一項及び第八条の二第二項の規定により、次のとおり公告します。

令和六年十一月二十六日

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 隆一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 事業者の名称 中部電力パワーグリッド株式会社

2 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水 隆一

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区東新町一番地

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 500kV 関ヶ原北近江線新設

2 種類 電気工作物の建設（電線路の設置）（岐阜県環境影響評価条例対象事業）

三 対象事業が実施されるべき区域 不破郡関ヶ原町

四 関係地域の範囲 不破郡関ヶ原町及び滋賀県米原市の各一部

五 方法書及び方法書要約書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、関ヶ原町役場総務課、米原市役所山東支所地域振興課、伊吹市民自治センター及び中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社

2 縦覧期間 令和六年十一月二十七日（水）から同年十二月二十六日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社は、午前八時三十分から午後五時十分まで）

六 インターネットによる公表

方法書及び方法書要約書は、当社ホームページ（<https://powergrid.chuden.co.jp/>）

においてもご覧いただけます。

七 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、対象事業の名称、ご意見（日本語）」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。

1 提出方法 縦覧場所に備付けの意見箱への投函又は郵送で、左記提出先へ提出してください。

提出先 〒四五六〇〇三二 愛知県名古屋市中区横田二丁目三番二四号

中部電力パワーグリッド株式会社 基幹系統建設センター 送電施設グループ

プ

2 提出期間 令和六年十一月二十七日（水）から令和七年一月十日（金）（当日消印有効）まで

八 方法書説明会の開催を予定する場所及び日時

1 開催場所 関ヶ原ふれあいセンター小ホール（不破郡関ヶ原町大字関ヶ原八九四二九）

2 日 時 令和六年十二月二十日（金）午後七時から午後八時三十分まで

九 問合せ

1 問合せ先 中部電力パワーグリッド株式会社 基幹系統建設センター 送電施設グループ

TEL 〇五二 六八二 三四四〇

2 受付日時 午前八時三十分から午後五時十分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）